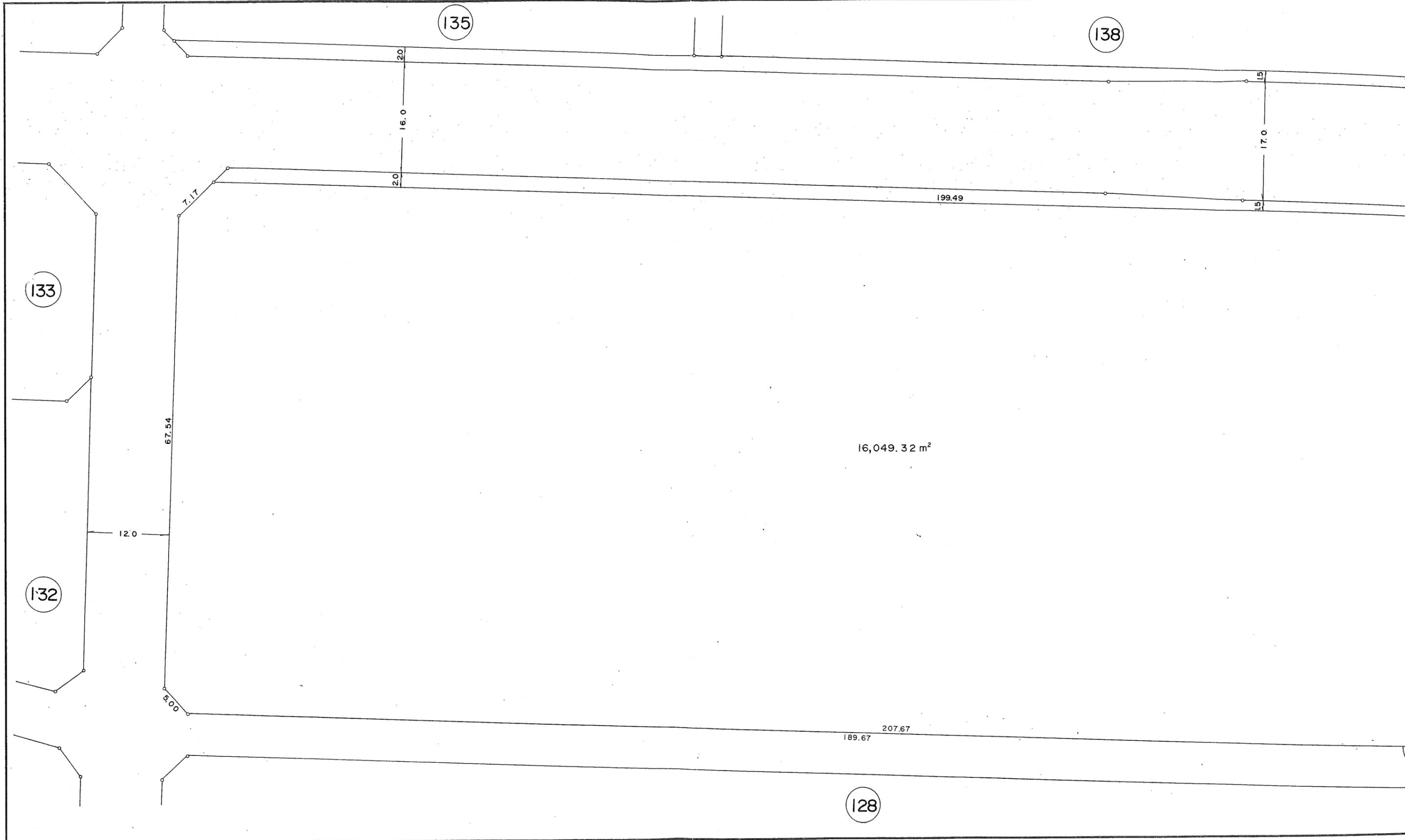


換地 図



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
任を負いません。

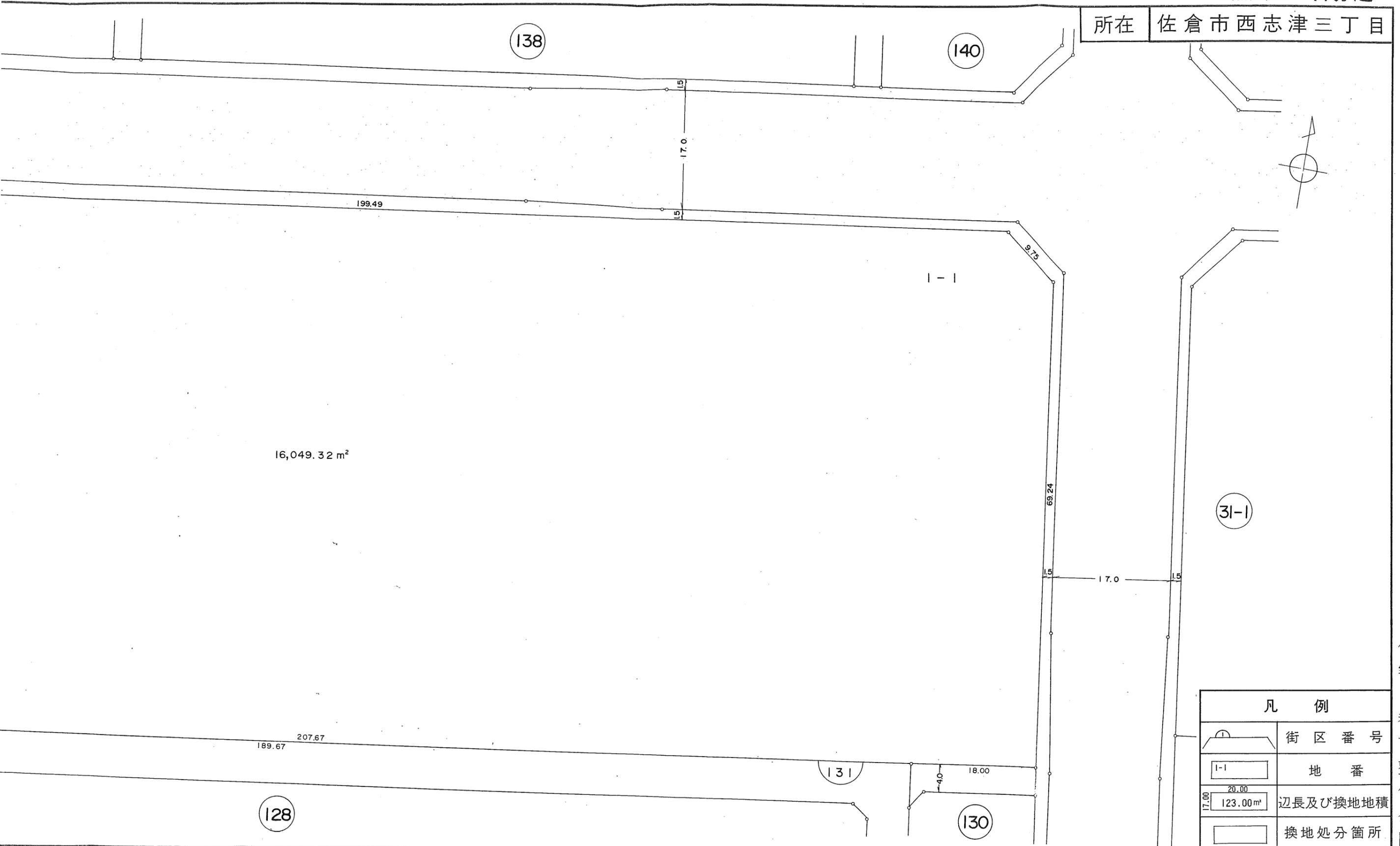
施行者：住宅都市整備公団
(平成7年8月26日換地処分)

縮尺 五百分之一

換地 図

縮尺 五百分之一

所在 佐倉市西志津三丁目



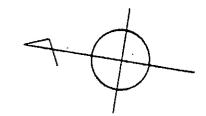
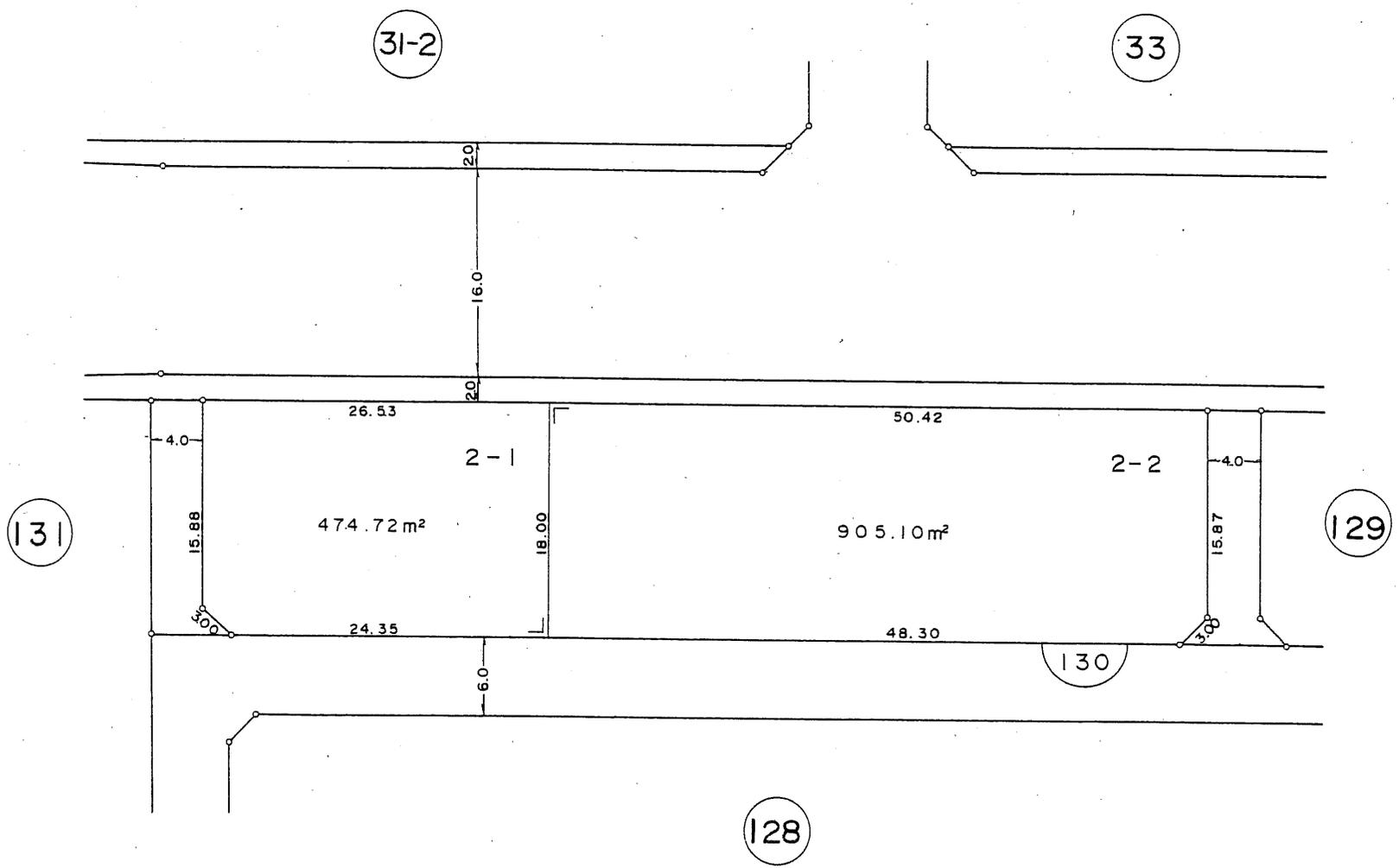
凡 例	
	街区番号
	地番
	辺長及び換地地積
	換地処分箇所

住宅・都市整備公団

この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
任を負いません。

施行者：住宅都市整備公団
(平成7年8月26日換地処分)

所在 佐倉市西志津三丁目



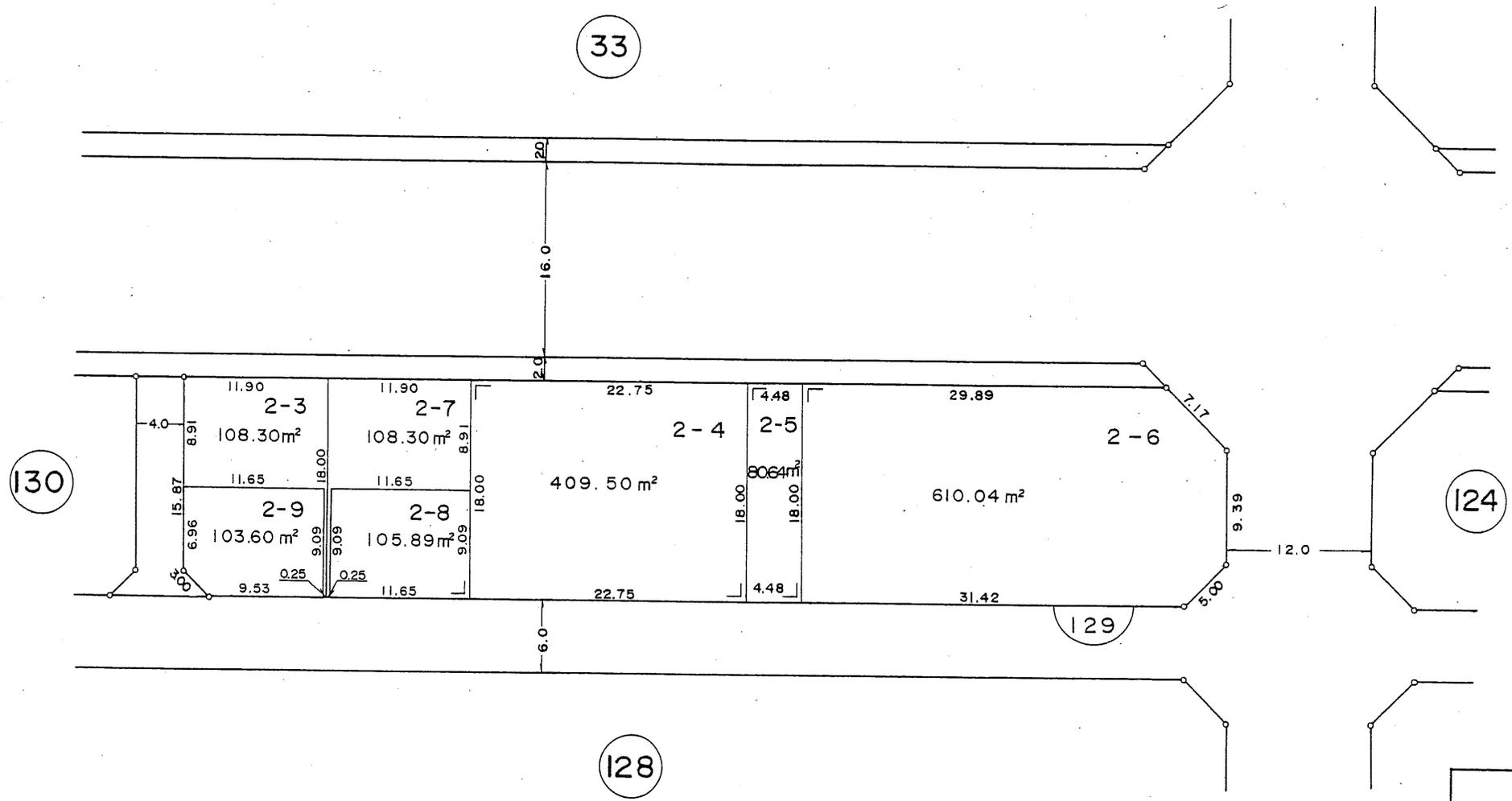
この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
 じても佐倉市は関与できません。
 また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
 任を負いません。

施行者：住宅都市整備公団
 (平成7年8月26日換地処分)

凡 例	
	街区番号
	地番
	辺長及び換地地積
	換地処分箇所

住宅・都市整備公団

所在 佐倉市西志津三丁目



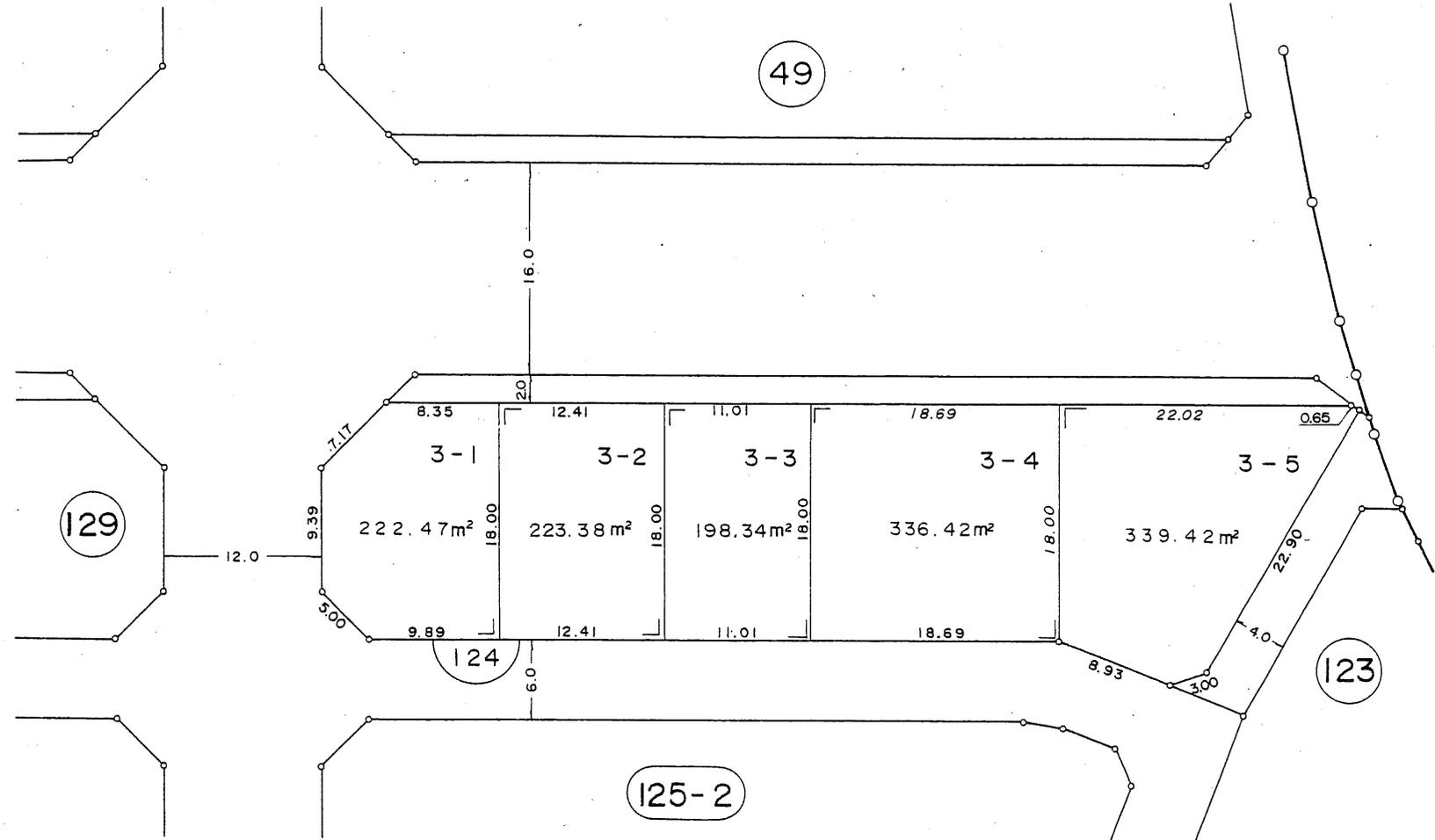
この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
 じても佐倉市は関与できません。
 また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
 任を負いません。

施行者：住宅都市整備公団
 (平成7年8月26日換地処分)

凡 例	
	街区番号
	地 番
	辺長及び換地地積
	換地処分箇所

住宅・都市整備公団

所在 佐倉市西志津三丁目



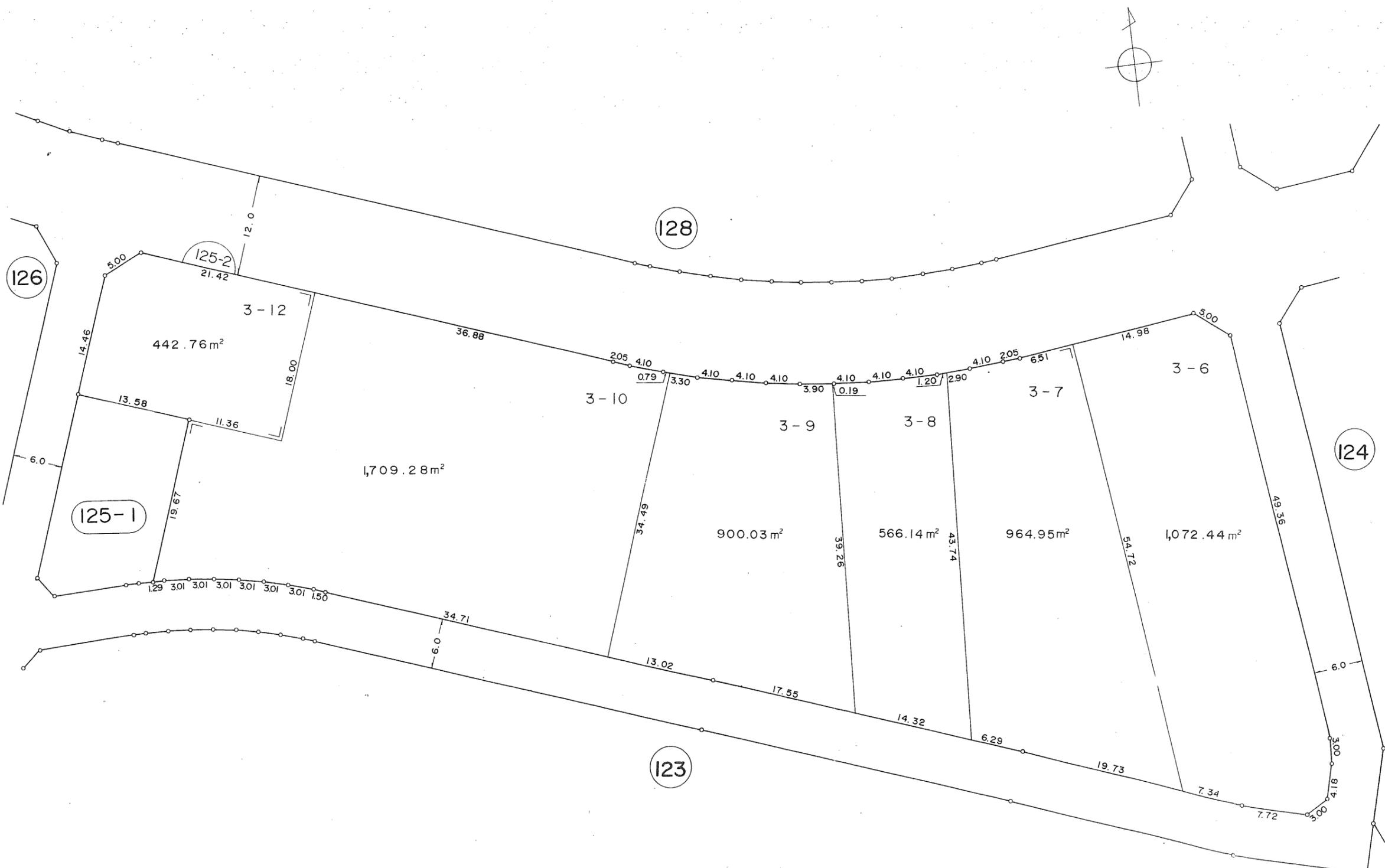
この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
 じても佐倉市は関与できません。
 また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
 任を負いません。

施行者：住宅都市整備公団
 (平成7年8月26日換地処分)

凡 例	
	街区番号
	地 番
	辺長及び換地地積
	換地処分箇所

住宅・都市整備公団

所在 佐倉市西志津三丁目



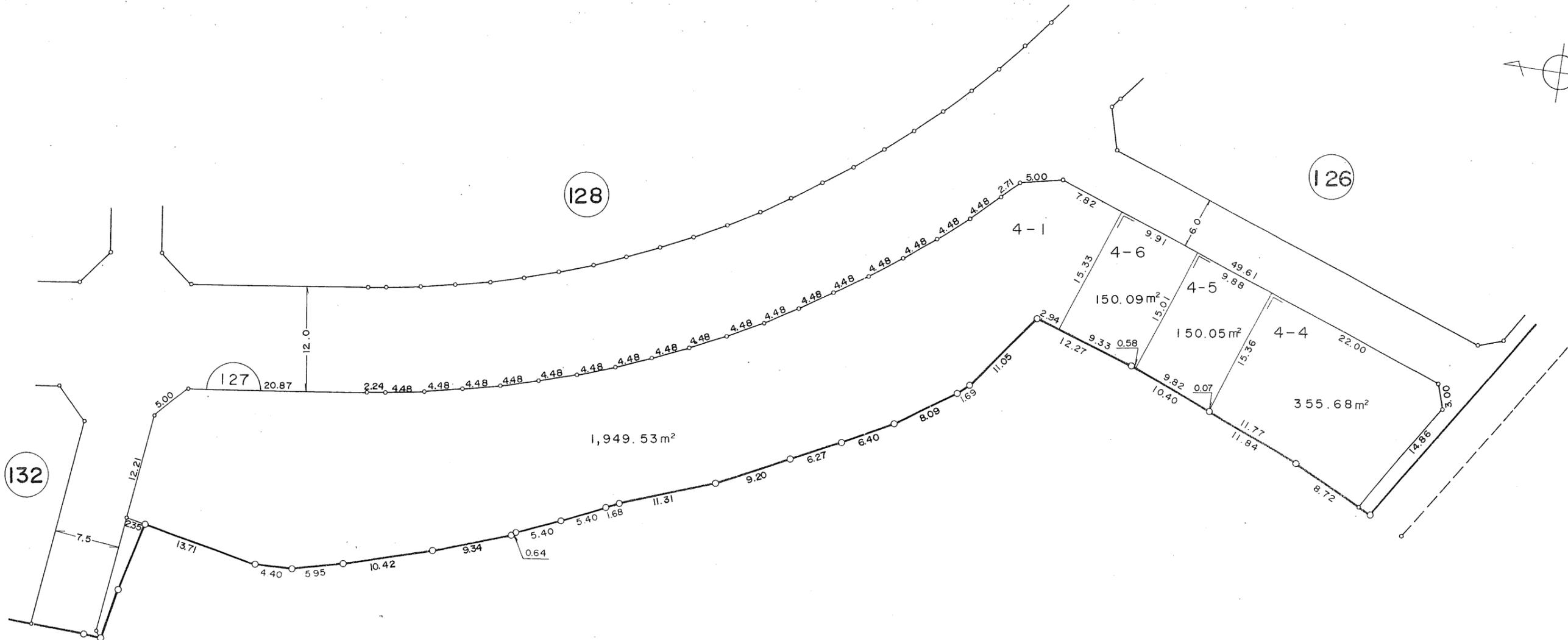
この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
 じても佐倉市は関与できません。
 また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
 任を負いません。

施行者：住宅都市整備公団
 (平成7年8月26日換地処分)

凡 例	
	街区番号
	地 番
	辺長及び換地地積
	換地処分箇所

住宅・都市整備公団

所在 佐倉市西志津三丁目



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
 じても佐倉市は関与できません。
 また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
 任を負いません。

施行者：住宅都市整備公団
 (平成7年8月26日換地処分)

凡 例	
	街区番号
	地 番
	辺長及び換地地積
	換地処分箇所

住宅・都市整備公団

所在 佐倉市西志津三丁目



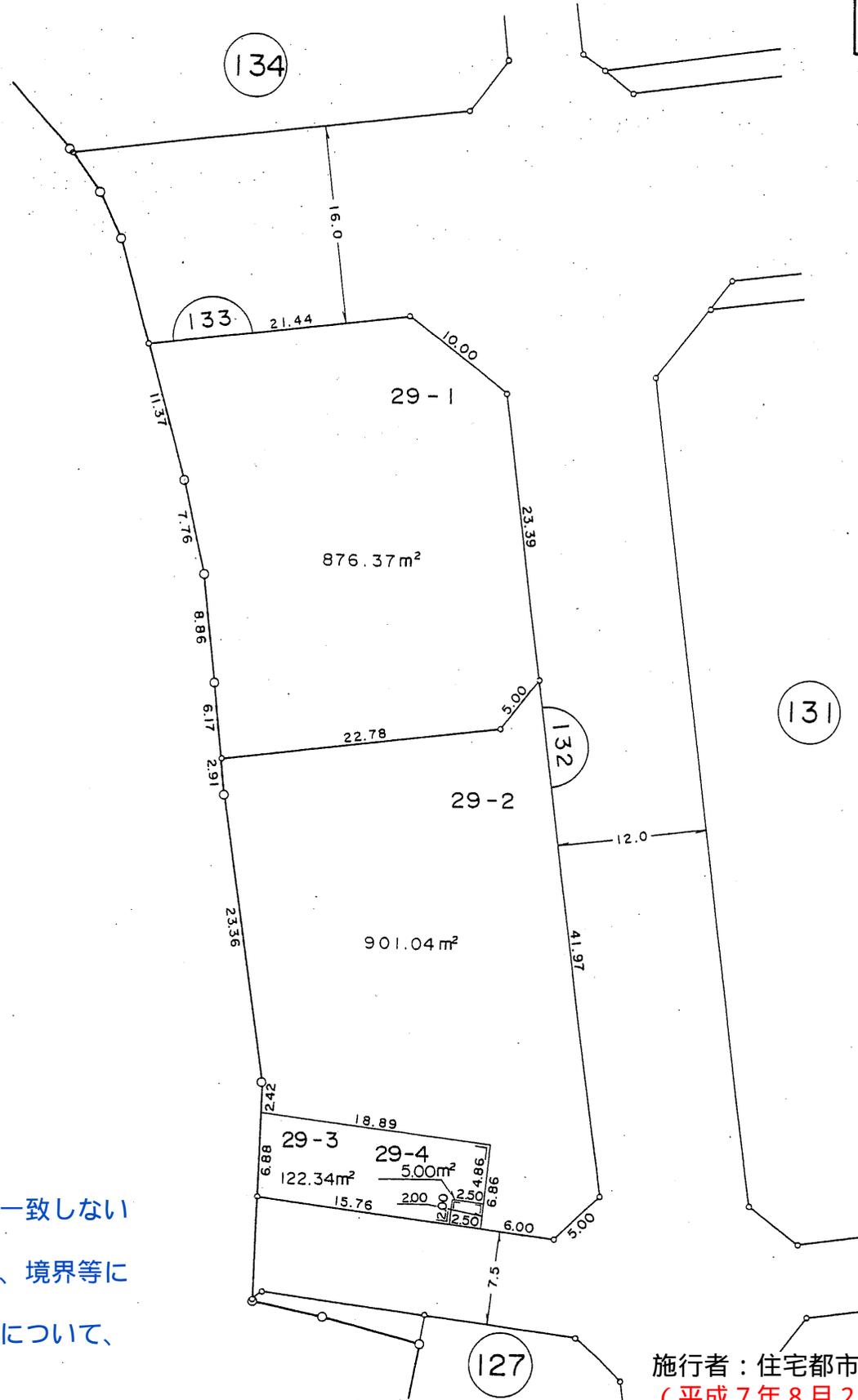
この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
任を負いません。

凡 例	
	街区番号
	地番
	辺長及び換地地積
	換地処分箇所

施行者：住宅都市整備公団
(平成7年8月26日換地処分)

住宅・都市整備公団

所在 佐倉市西志津三丁目



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

施行者：住宅都市整備公団
(平成7年8月26日換地処分)

凡 例	
	街区番号
	地 番
	辺長及び換地地積
	換地処分箇所

住宅・都市整備公団